

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和元 年 5 月 28 日	
兵庫県知事 殿	
提出者	
住所 加古川市平岡町土山字コモ池の内64	
氏名 バンドー化学株式会社加古川工場 工場長 藤田 晋吾	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 078-942-3232	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	バンドー化学株式会社加古川工場
事業場の所在地	加古川市平岡町土山字コモ池の内648
計画期間	平成31年4月～令和2年3月
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	1931 ゴムベルト製造業
②事業の規模	平成30年度実施 製品生産額 6,726百万円
③従業員数	318人平成31年4月1日現在
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成 30 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	排出量	54 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	排出量	51 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成 30 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成 30 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 30 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成 30 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	全処理委託量	54 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	54 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	全処理委託量	51 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	51 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（平成30年度実績）】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ホリ塩化ヒュフェニル廃棄物を除く。)	54	t
	(今後実施する予定の取組) 自社並びに契約中の処理業者も電子マニフェスト導入済み		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

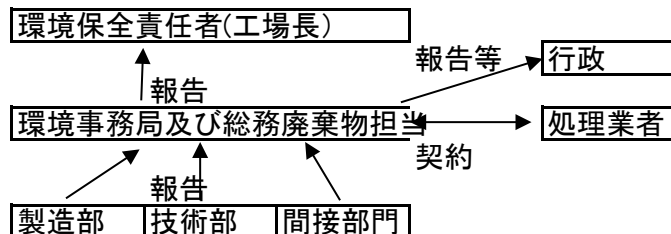
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において行っている事業に関する事項

①特管廃油

収集運搬(委託運送業者)⇒焼却⇒住友大阪セメント

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
(管理体制図)



(分担)

- ・環境事務局 : 工場内の部署毎の発生量の把握
- ・総務廃棄物担当 : 廃棄物処理計画の策定、部署間調整、行政報告 発生量の月次調査。
廃棄物業者の管理、定期監査、と契約見直し、締結関係。
- ・製造部、技術部、間接部門
部署内の発生産業廃棄物の発生量削減、分別、場内保管場所への移動。
部署内スタッフへの分別方法の徹底。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

平成30年度実績と計画 別紙通り

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

実績・計画共なし。

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

実績・計画共なし。

自ら行う産業廃棄物の埋め立て処分又は海洋投入処分にに関する事項

実績・計画共なし。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

実績・計画共全量委託処理

以上